

ジャンボタニシの被害にお困りの方へ

「ジャンボタニシ被害防除事業補助金」

○交付対象者

本市の区域内に水田を所有、または水田についての権利設定を受けて、
水稲を栽培する**農業者、集落営農組織等**

○補助対象経費

申請年度の4月以降に散布したジャンボタニシ防除用の**薬剤・石灰窒素**の購入費用

※薬剤・石灰窒素に記載されている適正量に相当する量を限度とします。

○補助額

補助対象経費の**3分の1以内**の額（100円未満は切り捨て）

※予算の範囲内で補助金を交付するため、必ずしも3分の1の額が交付できるとは限りません。

○申請時に必要な書類

ア ジャンボタニシ被害防除事業補助金交付申請書（第1号様式）

イ 散布ほ場一覧（別紙1）

※市内の水田のみが対象になります。

ウ 薬剤を購入したことが確認できる書類の写し（例 領収書等）

※支払方法が口座引き落としの場合、通帳から引き落とされたことをもって購入したことになります。また、他の資材と合わせて引き落としされている場合は、内訳が分かる書類が必要です。

エ 他の機関の助成制度（JA、農業共済等）を受けている場合は、その助成額が確認できる書類

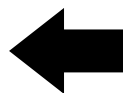
※交付申請前に他の機関の助成制度を受けている場合は、その額を補助対象経費から控除して補助金額を算出します。

○申請期限

2月末日（必着）

補助金の支払いは、**3月末**（予定）

※申請書は市ホームページでダウンロードできます！



**HPは
こちらから！！**

○ジャンボタニシ駆除には

登録農薬を使用しましょう！

- ・登録のない農薬を駆除目的で使用すると、農薬取締法違反となります。
- ・農薬散布時には、容器等に表示された使用方法、使用量、使用回数等を遵守してください。

薬剤名	適正量
スクミノン	1～4 kg/10a
ジャンボタニシくん	1～2 kg/10a
スクミンバイト 3	2～4 kg/10a
スクミンブルー	2～8 kg/10a
スクミハンター	1～2 kg/10a
石灰窒素	20～30 kg/10a

薬剤ごとの適正量一覧（一部抜粋）

○ジャンボタニシの捕獲・駆除後には 適正な処分をしましょう！

【お問い合わせ及び申請書提出先】

- ・津市役所 農林水産政策課
〒514-8611
津市西丸之内 23 番 1 （本庁 6 階）
TEL 059-229-3172 FAX 059-229-3168
- ・各総合支所地域振興課

